

れきみんミュージアムノート

— Rekimin Museum Note —



Vol.2 「旗本の目印～^{いのう}稲生家の^{はたさしもの}旗指物～」



はじめに

当館には埼玉県歴史にかかわる様々なものが収蔵されています。今回はその中でも江戸時代に活躍した旗本稲生家の旗指物について紹介します。

旗指物といえば合戦時に戦国大名たちが用いたことで知られていますが、江戸時代でも大名行列などで使われていました。旗指物には家紋や文字などが描かれており、古文書など昔の記録と照らし合わせてみると様々なことがわかります。

稲生家が旗指物にどのような意味を持たせていたのかみてみましょう。

1 旗本稲生家について

旗本稲生家は藤原鎌足の末流といわれ、尾張国春日井郡山田荘稲生村(現愛知県名古屋市の市)に住み、その地名を名字としました。その後、三河国(現愛知県東部)に移住し、徳川家康の父である松平広忠に仕えました。以降江戸時代の終わりまで、代々三河譜代の旗本として徳川家に仕えています。

天正18年(1590)の徳川家康の関東入封に伴い、稲生家も三河国や遠江国から武蔵国高麗郡多和田村・和田村・善能寺村(現坂戸市)と足立郡丸ヶ崎村・堀崎村(現さいたま市)に領地が移ります。このことは、稲生家文書(「3 稲生家資料について」参照)にある元和3年(1617)に2代目将軍秀忠から受けた「徳川秀忠朱印状」からも読み取ることができます。その後も領地を加増され、江戸時代中期には1500石を有するようになりました。

稲生家が代々就いた役職には、地域の行政を担う日光奉行や長崎奉行、江戸城内の守衛や大奥女中の監督を行う留守居年寄衆など、旗本の中でも要職とされるものが多くありました。中でも稲生

正興(1782～1863)は、日光奉行、大目付、留守居年寄衆といった旗本の代表的な役職を歴任していたことが知られています。

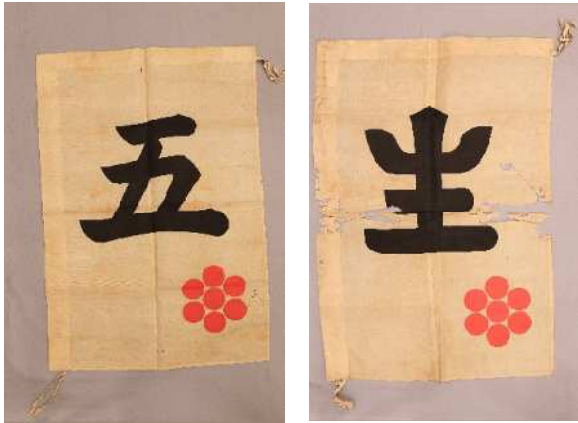
2 旗指物について

旗指物とは、もともとは大名の軍勢が敵味方を見分け、武功を記録するために武将らが具足(鎧)の背面に指した目印旗のことです。江戸時代になると、戦時の備えや行列・乗船する際などに利用され、幕府によって誰がどのような旗を使用するのか管理されました。旗指物には自身の家や立場を示す内容が描かれています。いくつか見てみましょう。



【写真1】流れ旗(ながればた)

写真1は流れ旗といい、上部一点のみを括り付けて使用するものです。稲生家文書によると、正興の息子である正行(1823～1889)が中奥小姓の時に使用していたものとされています。また、この流れ旗を使用する際は、稲生家であることがわかるよう、稲生の「生」をかたどった銀の指物が上部についていたそうです。



【写真 2， 3】幟旗(のぼりばた)

写真 2、3 は両方とも幟旗と呼ばれるものです。流れ旗とは違い、上部だけでなく横側も固定する箇所があり、風の影響や移動の際に絡まることを防止する効果があります。

左側の「五」という字が書かれたものは、正興が大目付を勤めている時に使用されていたものです。大目付は大名・旗本・諸役人及び幕政の観察をする役職ですので、旗本の中でも重要な役割を任されていたことがわかります。なぜ「五」という字なのでしょう。諸説ありますが、「互」という字に通じ、互いに助け合う仲間という意味があるといわれ、関ヶ原の合戦で徳川軍の使番が使用していたことが知られています。それが転じて、江戸時代には大目付など、旗本が就く幕府の役職に使用が認められたと考えられます。

右側の「生」という字の幟旗は、御三卿の 1 つ、清水家の附家老を勤めていたころに使用されていたものです。附家老とは、幕府から親藩に対して派遣される監督や補佐役のことです。「五」という字を使わず「生」を用いているのは、将軍家ではなく、清水家に派遣されているため、自身の家を示す字を使用したものと考えられます。前述の流れ旗でも「生」の字を指物として使用していることから、稲生家を示す字として「生」を大事にしていたのは大変興味深い点です。

両方に共通しているのは家紋が文字の下にあることです。家紋はどの家の者かを示すため、記

す位置も幕府によって定められていました。このことから、旗本の旗指物の様式が統一されていたことがうかがえます。

3 稲生家資料について

当館が所蔵する「稲生家資料」には、徳川家の葵紋付の小袖といった装束、装身具のほか、旗本家の女性に関わる生活用品や押絵細工など旗本の道具や文化に関わる品があります。

また、稲生家が所蔵する古文書は「稲生家文書」として、埼玉県立文書館に寄託されています。これらの資料はともに、江戸時代以降も稲生家の小石川旧邸に所蔵されていましたが、太平洋戦争の戦禍を逃れるために所領のあった多和田村の菩提寺正信庵(廃寺)に疎開し、非常に多くの資料が残りました。

「稲生家資料」と「稲生家文書」は、旗本の仕事や生活の様子がわかる貴重なものとして、ともに令和 6 年(2024) 3 月に県指定有形文化財に指定されています。

おわりに

今回は、旗本稲生家に伝わる資料の中から、旗指物について紹介しました。旗指物にある文字や関連する古文書を合わせてみることで、当時の旗本の立場や道具に込めた意味などが浮かび上がり、歴史が身近に感じられるようになります。

これからも、博物館にある様々な資料にまつわる歴史を、わかりやすくご紹介してまいります。

(特別展示・広報担当 小松和史)

参考文献

埼玉県立図書館『加藤家・藤井家・稲生家文書目録』(1970 年)

当館図録『特別展 武蔵国の旗本』(2020 年)